

## 遺言書

遺言者遺言太郎は、次のとおり、遺言をする。

1. 妻遺言花子（昭和12年3月4日生）に次の不動産を相続させる。

所在 横浜市港北区〇〇町〇丁目  
地番 〇番〇号  
地目 宅地  
地積 〇〇・〇〇m<sup>2</sup>

所在 横浜市港北区〇〇町〇丁目  
家屋番号 〇番〇  
種類 居宅  
構造 木造ストレート葺2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇m<sup>2</sup>  
2階 〇〇・〇〇m<sup>2</sup>



### 自筆証書遺言の場合のポイント

- ① 全文を遺言者が自分で書かなくてはなりません。  
ワープロや代筆はダメです。
- ② 日付を書くこと。
- ③ 署名と押印があること。

また、遺言書が2枚以上になる場合は、ページ間に契印をおしておきましょう。

2. 長男遺言一郎(昭和32年4月5日生)に次の預貯金を相続させる。

〇〇銀行 新横浜支店 普通預金 口座番号 1234567

〇〇銀行 新横浜支店 定期預金 口座番号 1234567

ゆうちょ銀行 通常貯金 記号〇〇 番号〇〇〇〇〇〇

3. その他の財産は妻遺言花子に相続させる。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県横浜市港北区〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言者 遺言太郎 印